

# 中国地方の裁定申請に関する裁定申請者及び申請に係る 放送事業者への意見聴取結果について

# 目次

(01)	日本海ケーブルネットワーク株式会社 × テレビせとうち株式会社	1
(02)	株式会社鳥取テレトピア × テレビせとうち株式会社	2
(03)	株式会社中海テレビ放送 × テレビせとうち株式会社	3
(04)	鳥取中央有線放送株式会社 × テレビせとうち株式会社	4
(05)	山陰ケーブルビジョン株式会社 × テレビせとうち株式会社	5
(06)	出雲ケーブルビジョン株式会社 × テレビせとうち株式会社	6
(07)	三原テレビ放送株式会社 × テレビせとうち株式会社	7
(08)	株式会社東広島ケーブルメディア × テレビせとうち株式会社	8
(09)	尾道ケーブルテレビ株式会社 × テレビせとうち株式会社	9
(10)	Kビジョン株式会社 × 株式会社広島ホームテレビ	10
(11)	Kビジョン株式会社 × 株式会社テレビ新広島	11
(12)	Kビジョン株式会社 × 広島テレビ放送株式会社	12
(13)	Kビジョン株式会社 × 株式会社中国放送	13
(14)	株式会社アイ・キャン × 株式会社広島ホームテレビ	14
(15)	株式会社アイ・キャン × 株式会社テレビ新広島	15
(16)	株式会社アイ・キャン × 広島テレビ放送株式会社	16
(17)	株式会社アイ・キャン × 株式会社中国放送	17

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続きがされないまま再送信が行われていたことに対する認識									
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？ 訪問・電話の場合は誰が対応した等、 郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手続等が明確に定められているか？ (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業・メンテナンスに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。			
1	日本海ケーブルネットワーク株式会社	再送信中	無し (H7.4.1-H10.3.31 3度同意)	①H10.2.18付(期限前) ②毎年申込書郵送	郵送	①②「再送信同意の申込書の写し」 なお、平成14年、15年、16年(2回)分は「書留・配達記録郵便物受領証(お客様控)」有り	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	/	/	/	再送信を認識していたと考える	-	-	-	-	-
	テレビせとうち株式会社		「同意書の記」同意有効期間の更新を希望する場合は、事前に改めて当社の同意をえること。	H10.2.18(期限前)	郵送	/	「同意条件」同意条件その他諸条件の変化で当社が本同意を継続することができなくなった場合、貴団体に対する何等の補償なしに本同意を取り消すことがある。	申請の度に電話で連絡	-	-	/	/	認識していた。	求めていない	同意をしていない以上ケーブル事業者自らの判断で再送信を停止するものと思っていた。	/	-	/	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請の参考事項に記載)	-	合致	合致	/	申込書の期間の欄に()書きで「期間は1年以内とする」	/	/	/	/	/	/	合致	-	-	/	-	/

(参考)

③エリア拡張時の申請

⇒平成16年9月22日付で「三朝町・関金町(倉吉市)へのエリア拡張に伴う再送信についての変更申し込み」を郵送。

⇒平成17年8月2日に「新鳥取市エリア」へのエリア拡張に伴う再送信のお願いにTSCを訪問。

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

		再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識						
			○●同意書に、同意期限到来後の措置等が記載されていたか。  (例えば、期限到来後、いつから再送信を止めるか。いつから設備を引き上げるかなど。)	○いつ申込を行ったか?  ●いつ申込を受けたか?  (期限前か期限後か)	○●申込の方法は?  (訪問?電話?郵送?訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手続等が明確に定められていたか?  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えられたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとする放送事業者側は、申込を受けなかったとする放送事業者側は)なぜ行わなかったのか?	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか?	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。  ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するもの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。  (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含まれたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。
2	株式会社鳥取テレビア	再送信中	無し	①H13.6.29付(期限前) ②毎年申込書郵送	郵送	①申込書の写し	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	-	再送信を認識していたと考える	-	-	-	-	-
	テレビせとうち株式会社		(H12.7.1-H13.6.30同意)「同意条件」同意有効期間の更新を希望する場合は、事前に改めて当社の同意をえること。	H13.6(期限前)	郵送	/	「同意条件」同意条件その他諸条件の変化で当社が本同意を継続することができなくなった場合、貴団体に對する何等の補償なしに本同意を取り消すことがある。	H13.8電話。以後、申請の度に電話で連絡	-	-	/	認識していた。	求めている	同意をしていない以上ケーブル事業者自らの判断で再送信を停止するものと思っていた。	/	-	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請の参考事項に記載)	-	合致	合致	/	申込書の期間の欄に( )書きで「期間は1年以内とする」	/	/	/	/	合致	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

		再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等						更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識							
				○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？ 訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手続等が明確に定められているか？ (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えられたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとする放送事業者に対して)申込みを受けなかったとする放送事業者に対して)なぜ行わなかったのか？ ①は期間経過後の理由 ②は申込み空白期間の理由	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するもの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。
3	株式会社中海テレビ放送	再送信中	無し (H7.4.1-H8.3.31同意)	①H9.12.25(期限後) ②毎年申込書郵送(期限後)	郵送	①申込書の写し(10.11も有り)	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	期限切れから①の間は、手続きミス	再送信を認識していたと考える	-	-	-	-	-
	テレビせとうち株式会社		「同意書に注記」有効期限を超えて再送信を行う場合は、改めて事前申込書を提出してください。	H9.12.25期限後	面談	/	「同意条件」当社の放送事業等に著しい不利益が生じる恐れがある場合、同意の取り消しを行なうことがある。	H9.12.25に面談で同意しない旨伝えた。以降、申請の都度電話連絡。	-	-	/	認識していた。	求めていない	同意をしていない以上ケーブル事業者自らの判断で再送信を停止するものと思っていた。	/	-	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	相違有り(申込みそのものは共通認識)	/	申込書の期間の欄に( )書きで「期間は1年以内とする」	/	/	/	/	合致	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

		再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続きがされないまま再送信が行われていたことに対する認識						
				○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？ 訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。 (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手續等が明確に定められていたか？ (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。
4	鳥取中央有線放送株式会社	再送信中	無し H9.4.1- H10.3.31 (旧:東ほうき)	①H10.3.5 旧:東ほうき(期限前) ②H12.1.5 旧:東伯地区(期限後) 以降毎年郵送	①郵送 ②郵送	①②送付文書の写し	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	-	再送信を認識していたと考える	-	-	-	-	-
	テレビせとうち株式会社		H10.12.1- 11.11.30 (旧:東伯地区) 「同意書の記」同意有効期間の更新を希望する場合は、事前に改めて同社の同意を得ること。	①ケーブルビジョン東ほうき H10.3(期限前) ②東伯地区有線 H12.1(期限後)	①郵送 ②郵送	/	「同意条件」同意条件その他諸条件の変化で当社が本同意を継続することができなくなった場合、貴団体に対する何等の補償なしに本同意を取り消すことがある。	/	/	/	-	認識していた。	求めていない	同意をしていない以上ケーブル事業者自らの判断で再送信を停止するものと思っていた。	/	-	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	合致	/	申込書の期間の欄に()書きで「期間は1年以内とする」	/	/	/	/	合致	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等						更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識								
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？) 訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。	○●申込書又はその添付書類等には、更新の手続等が明確に定められていたか？ (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込みを行ったとするが、申込みを受けなかったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込みを行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込みを行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？ ①は期間経過後の理由 ②は申込み空白期間の理由	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識してないとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。	
5	山陰ケーブルビジョン株式会社	再送信中	無し (H7.10.1-H8.9.30)	①H10. (期限後) ②H18.3.17	①方法不明 ②郵送→返送	①資料無し ②申込書の写し	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	(空白期間は、申し出に対し断られ同意書の取得は困難と判断したため)	再送信を認識していたと考える	-	-	故日野副社長から、当時「再送信同意はしないが、放送は止めるとは言わない」と言われたと聞いた。(電話記録等なし)	-	-
	テレビせとうち株式会社		「同意条件」同意有効期間の更新を希望する場合は、事前に改めて当社の同意をえること。	①H9.12.25 (期限後)	①面談	/	「同意条件」同意条件その他諸条件の変化で当社が本同意を継続することができなくなった場合、貴団体に対する何等の補償なしに本同意を取り消すことがある。	①H9.12.25に面談で同意しない旨伝え	-	-	/	認識していない(H18.11の総通のアンケート時に判明)	-	-	/	-	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む (申請の協議の経過に記載)	-	時期は概ね合致	申込みそのものは共通認識	/	申込書の期間の欄に「書きで「期間は1年以内とする」	/	/	/	/	○●相違(確認困難)「テレビせとうち」は期限切れ以降申込みの提出無いCATVは認識なしの判断。	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識							
			○●同意書に、同意期限到来後の措置等が記載されていたか。  (例えば、期限到来後、いつから再送信を止めるか。いつから設備を引き上げるかなど。)	○いつ申込を行ったか?  ●いつ申込を受けたか?  (期限前か期限後か)	○●申込の方法は?  (訪問?電話?郵送?訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合は「(申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込みを行ったとする放送事業者に対して)申込みを行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか?  ①は期間経過後の理由 ②は申込み空白期間の理由	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。  ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	○(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するもの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。  (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。	
6	出雲ケーブルビジョン株式会社	再送信中	無し	①H13.7.19(期限後) ②毎年申込書送付	郵送	①②申込書の写し	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	(期限経過から申込書提出までの空白は、事務手続き上のミス)	再送信を認識していたと考える	-	-	-	-	-
	テレビせとうち株式会社		(9.7.1-H10.6.30同意) 「同意条件」同意有効期間の更新を希望する場合は、事前に改めて当社の同意をえること。	平成13年7月更新申請が提出(期限後)	郵送	/	「同意条件」同意条件その他諸条件の変化で当社が本同意を継続することができなくなった場合、貴団体に対する何等の補償なしに本同意を取り消すことがある。	平成13年8月に電話で同意できない旨伝えた。以降、度々の更新申請に対し電話で伝えた。	-	-	/	認識していた。	求めていない	同意をしていない以上ケーブル事業者自らの判断で再送信を停止するものと思っていた。	/	-	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等の経過と区域比較で確認可能)	-	合致	合致	/	申込書の期間の欄に( )書きで「期間は1年以内とする」	/	/	/	/	合致	-	-	/	-	/



再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

		再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識						
			○●同意書に、同意期限到来後の措置等が記載されていたか。  (例えば、期限到来後、いつから再送信を止めるか。いつから設備を引き上げるかなど。)	○いつ申込を行ったか？  ●いつ申込を受けたか？  (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？  (訪問？電話？郵送？) 訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して) その事実を証明できるものがあるか。  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合は、更新を拒否する理由が明確に定められているか？	●(申込を受けた放送事業者に対して) 受諾又は不承諾を伝えられたか？	●(申込みを受けたもの、受諾又は不承諾を伝えられたか？)	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して) ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して) なぜ行わなかったのか？  ①は期間経過後の理由 ②は申込み空白期間の理由	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。  ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して) 再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して) なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するもの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して) 「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。  (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して) 停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたこととは事実であるケーブルテレビ事業者に対して) なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。
7	三原テレビ放送株式会社	再送信中	無し  (H6.11.1-H7.10.31) 「同意書に注記」有効期限を超えて再送信を行う場合は、改めて事前申込書を提出してください。	①平成10年頃(期限後) ②H18.12.5	①口頭 ②面談	①資料なし ②口頭で依頼	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	(①期限経過後から口頭での申込みまでの空白は、事務手続き上のミス) (②平成18年迄の空白期間は、申し出に対し断られ同意書の取得は困難と判断したため)	再送信を認識していたと考える	-	-	平成10年の電話で「同意はしないが、放送を止めるのも現実的には難しいだろう」といわれたから。(電話記録なし)	-	-
	テレビせとうち株式会社			無し	無し	/	「同意条件」当社の放送事業等に著しい不利益が生じる恐れがある場合、同意の取り消しを行なうことがある。	-	-	確認出来ない。 (「平成10年に電話で連絡があったとの申し出に対し」)	認識していない (H18.11の総通のアンケート時に判明)	-	-	/	-	/	
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)要確認	-	相違 (ケーブル事業者は、当時、同意期限切れが重要との認識が無く証拠資料が無い。又、放送事業者としても9年前の話で、受け身の立場で記録がないことから「申し込みは無し」としており真偽把握は困難。)	/	/	申込書の期間の欄に「期間は1年以内とする」	/	/	/	/	○●相違(確認困難) 「テレビせとうちは期限切れ以降申込書の提出無いCATV」は認識なしの判断。	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識							
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か、期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。 (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手続等が明確に定められているか？ (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えられたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかったか。)	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？ ①は期間経過後の理由 ②は申込み空白期間の理由	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識しなかったと主張するもの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含まれている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。	
8	株式会社東広島ケーブルメディア	再送信中	無し (H9.10.1-H10.9.30同意) 「同意条件」同意有効期間の更新を希望する場合は、事前に改めて当社の同意を得ること。	①H10.9.10付(期限前) ②H18.12.5	①郵送 ②面談	①申込書の写し ②口頭での依頼	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	(②平成18年迄の空白期間は、申し出に対し断られ同意書の取得は困難と判断したため)	再送信を認識していたと考える	-	-	平成10年の電話で「同意はしないが、放送を止めるのは難しいだろう」というようなやり取りがあった。(電話記録なし)	-	-
	テレビせとうち株式会社			H10.9月(期限前)	更新申請書郵送	/	「同意条件」同意条件その他諸条件の変化で当社が本同意を継続することができなくなった場合、貴団体に対する何等の補償なしに本同意を取り消すことがある。	H10.9の更新申請に対し口頭で同意しない旨の通知	-	-	/	認識していない(H18.11の総通のアンケート時に判明)	-	-	/	-	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	合致	/	申込書の期間の欄に()書きで「期間は1年以内とする」	/	/	/	/	○●相違(確認困難) 「テレビせとうちは期限切れ以降申込書の提出無いCATV」は認識なしの判断。	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識						
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか？	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する手続等が明確に定められているか？ (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾を伝えたか？	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか？	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか？	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？ ①は期間経過後の理由 ②は申込み空白期間の理由	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するもの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含まれている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。
9	尾道ケーブルテレビ株式会社	再送信中 無し (H7.4.1-H8.3.31同意) 「同意書に注記」有効期限を超えて再送信を行う場合は、改めて事前申込書を提出してください。	①H10年10月頃(期限後) ※広島市の再送信同意有効期限と同時期と記憶 ②H18.12.5	①口頭 ②面談	①資料なし(前任の担当者(退職)の平成10年10月頃の話。) ②は、口頭での依頼	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	(①期限経過後から口頭申込みまでの空白は、事務手続き上のミス) (②平成18年迄の空白期間は、申し出に対し断られ同意書の取得は困難と判断したため)	再送信を認識していたと考える	-	-	前任の担当者によると、「同意はできないが、再送信を直ちに停止せよとは言わない」と言われたこと(電話記録等無し)	-	-
	テレビせとうち株式会社		無し	無し		「同意条件」当社の放送事業等に著しい不利益が生じる恐れがある場合、同意の取り消しを行なうことがある。	-	-	確認出来ない。 (「平成10年10月頃口頭で連絡したとの申し立てに対し」)	認識していない (H18.11の総通のアンケート時に判明)	-	-	/	-	/	
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(裁定申請書等に記載なし)	-	○●【相違】 (ケーブル事業者は、当時、同意期限切れが重要との認識が無く証拠資料等が無い。又、放送事業者としても9年前の話で、受け身の立場で記録がないことから「申し込みは無し」としており真偽把握は困難。)	/	/	申込書の期間の欄に( )書きで「期間は1年以内とする」	/	/	/	○●相違(確認困難)「テレビせとうちは期限切れ以降申込書の提出無いCATV」は認識なしの判断。	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識							
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？) その場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合は「A日以内」にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。	
10	Kビジョン株式会社	再送信中	無し (H15.11.1-H16.10.31同意) 「同意書の記」有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合は、事前に改めて申し込みを行うこと。	①16.10.6付(期限前) ②17.10	①②郵送	①申込書の写し	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	-	再送信を認識していたと考える	-	-	同意期限切れ後の平成17年も当社の放送チャンネル表を添付した再送信同意申込書を郵送しており、再送信していたことを認識していたと思われる	-	-
	株式会社広島ホームテレビ			①16.10.6消印 ②17.10.6 ③19.3.26	①郵送 ②方法不明 ③来社	/	○申込書に定め無し	/	/	/	-	再送信を停止しているとの認識(調査等行っていない)	-	-	/	-	/
	総通局	期限切れ(拡張なし)	-	合致	一部相違	/	申込書「期間満了後も引き続き再送信を希望される場合は、期間終了までに更新のための申し込みを行ってください。」	/	/	/	/	○●相違(確認困難)	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

		再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識					
			○●同意書に、同意期限到来後の措置等が記載されていたか。  (例えば、期限到来後、いつから再送信を止めるか、いつから設備を引き上げるかなど。)	○いつ申込を行ったか?  ●いつ申込を受けたか?  (期限前か期限後か)	○●申込の方法は?  (訪問?電話?郵送?訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合は明確に定められていたか?  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えられたか。	●(申込みを受けたもの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか?	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えるか。  ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するもの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。  (例えば、放送事業者の営業・メンテナンスに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(放送事業者は認識していたと主張するものケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。  ○(停止を求めなかったこと)は事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか、又は裁定の申請をしなかったのか。
11	Kビジョン株式会社	再送信中	無し	①H15.9.22付(期限前) ②以後16.10.17.10	①郵送	①申込書の写し ②社印なし写し(16.17)	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	-	再送信を認識していたと考える	-	-	-	-
	株式会社テレビ新広島		(H10.11.1-H15.10.31同意)「同意書の記」有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合は、事前に改めて申し込みを行うこと。	15年9月(期限前)	郵送(普通郵便)	/	○申込書には記載無し	同意できない旨口頭及び文書送付	-	-	/	認識していた	求めている	地域放送事業者と協議中の認識により停止要請していない。 停止の権限も法的強制力も無い(停止命令は総務省の行政指導しかない)と認識)	/	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	合致	/	申込書「期間については、放送局の一免許期間(五年以内)とします。したがって、期間満了後も引き続き放送を希望される場合は、期間満了一ヶ月前に更新のための申し込みをして下さい。」	/	/	/	合致	-	-	/	/	

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識						
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？電話は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか？ (申込書等に明文中「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	○●申込書又はその添付書類等に、更新を拒否する場合は、更新が明瞭に定められているか？ (申込書等に明文中「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか？	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか？	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか？	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか？ ●再送信されていたことを認識していたか？	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか？	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか？	○(放送事業者は認識しなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか？ (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含まれたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か？	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか？
12	Kビジョン株式会社	再送信中	無し (H10.11.1-H15.10.31同意)「有効期間中に業務区域および再送信チャンネルに変更の事実あり。」	①H15.9.24付(期限前) ②以後16.10.17.10	①②郵送	①申込書の写し ②申込書の写し(16)	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	/	/	/	/	/	協議の中で一旦再送信を停止して協議の提案に対し、長年、日常的に、視聴されてきた放送を中止することは、加入者の利益を損なうことで、理解を得ることは難しく、混乱を招くので、放送は中止できない旨を相手側に伝えた。
	広島テレビ放送株式会社		「同意書の記」有効期間満了後も引き続き再送信の更新を希望する場合は、事前に改めて申し込みを行うこと。有効期間中といえども、再送信業務の形態に変更が生じた場合、同意は効力を失う。	①平成15年9月24日付(期限前) ②平成16年10月6日と平成17年10月6日(期限後)	普通郵便で受け取る	/	○申込書に定め無し	同意出来ない旨伝えた	-	-	認識していない。	H19.3以降の交渉で停止は求めているが、協議のたびに一旦再送信を停止した上で話し合いを進めるよう提案していた。	違法状態の認識がある以上再送信停止は当然されるものであり自主的な判断を求めたため	/	/	
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	合致	/	期間終了後も引き続き再送信を希望される場合は、期間終了1ヶ月前に更新のための申込みのこと。	/	/	/	/	○●相違(確認困難)	協議の中でやり取りで、停止を求めた者ではない。	放送停止は求めている。	/	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

		再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識						
			○●同意書に、同意期限到来後の措置等が記載されていたか。  (例えば、期限到来後、いつから再送信を止めるか。いつから設備を引き上げるかなど。)	○いつ申込を行ったか?  ●いつ申込を受けたか?  (期限前か・期限後か)	○●申込の方法は?  (訪問?電話?郵送?その場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手續等が明確に定められていたか?  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えられたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか?	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。  ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。  (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。
13	Kビジョン株式会社	再送信中	無し  (H10.11.1-H15.10.31同意)「同意書の記」有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合は、事前に改めて申し込みを行うこと。	①H15.9.22付(期限前) ②以後H16.10、H17.10	①②郵送	①申込書の控え ②申込書の控え(16)(普通郵便)	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	-	再送信を認識していたと考える	-	-	同意期限切れ後も、16、17年と当社の放送チャンネル表を添付した再送信同意申込書を郵送しており、当然、再送信していたことを認識していたと考えられる	H17.10の不同意文書は「再送信停止」まで求めた強い内容ではないと認識。また、協議中の要請については、長年視聴してきた加入者の理解が得られ無い事から停止での発言と理解して停止しなかった。	/
	株式会社中国放送			①平成15年9月22日(期限前) ②平成17年10月6日	①来社 ②郵送	/	○申込書に定め無し	①H15.9月に口頭で不同意通知 ②H17.10月に不同意文書送付	-	-	/	認識していない(H19.4月に判明)	H19.4の協議中に再送信停止を要請	-	/	-	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	一部相違するが①は放送事業者の	/	申込書「期間満了後も引き続き再送信を希望される場合は、期間終了までに更新のための申し込みを行ってください。」	/	/	/	/	○●相違(確認困難)	-	-	/	-	/

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識							
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？) 訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して) その事実を証明できるものがあるか。	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手続等が明確に定められていたか？  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して) 受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか。	●(申込みを受けたもの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して) なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して) ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して) なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。  ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して) 再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して) なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して) 「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。  (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含まれたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して) 停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して) なぜ再送信を停止しなかったのか。 又は裁定の申請をしなかったのか。	
14	株式会社アイキャン	再送信中	無し  (H15.11.1-H16.10.31同意) 「同意書の記」有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合は、事前に改めて申し込みを行うこと。	①H16.10(期限前) ②H18.2.7(エリ拡)	①郵送 ②持参	資料なし(普通郵便で送付)	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	-	再送信を認識していたと考える	-	-	文書は無いが、H15.10.31の電話で「山口県内局の承諾をもらってくるように言われ、その間は協議中ということで再送信を継続させていただくという内容になっていました」(電話記録なし)	-	-
	株式会社広島ホームテレビ			①16.10.15(期間前) ②18.4.27 ③19.3.7	①～③持参	/	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	-	-	/	再送信を停止しているとの認識(調査等行っていない)	-	-	/	-	/	
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	一部相違	/	申込書「期間満了後も引き続き再送信を希望される場合は、期間終了までに更新のための申し込みを行ってください。」	/	/	/	○●相違(確認困難)	-	-	/	-	/	



再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識						
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？) 訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。 (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手続等が明確に定められているか？ (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。
15	株式会社アイキャン	再送信中	無し (H14.8.26-H15.10.31同意)「同意書の記」有効期間満了後も引き続き再送信を希望する場合は、事前に改めて申し込みを行うこと。	①H15.10(期限前) ②18.2.7(エリ菰)	①郵送 ②持参	資料あり「申込書の写し①」(普通郵便で送付)	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	-	再送信を認識していたと考える	-	-	-	-
	株式会社テレビ新広島		平成15年10月(期限前)	郵送(普通郵便)	○申込書には記載無し	同意できない旨口頭及び文書送付	-	-	認識していた	求めていない	地域放送事業者と協議中の認識により停止要請していない。(停止の権限も法的強制力も無い)停止命令は総務省の行政指導しかない認識	-	/	/		
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	合致	申込書「期間については、放送局の免許期間(五年以内)とします。したがって、期間満了後も引き続き放送を希望される場合は、期間満了一ヶ月前に更新のための申し込みをして下さい。」	/	/	/	合致	-	-	/	/		

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

		再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続きがされないまま再送信が行われていたことに対する認識						
			○●同意書に、同意期限到来後の措置等が記載されていたか。  (例えば、期限到来後、いつから再送信を止めるか、いつから設備を引き上げるかなど。)	○いつ申込を行ったか？  ●いつ申込を受けたか？  (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？  (訪問？電話？郵送？郵送の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手続等が明確に定められていたか？  (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込を受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えたか。	●(申込みを受けたもの、受諾又は不承諾を伝えた放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されたことを認識していたと考えられるか。  ●再送信されたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。  (例えば、放送事業者の営業パンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたこととあるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。
16	株式会社アイキャン	再送信中	無し  (H14.10.29-H15.10.31同意)「同意書の記」有効期間満了後も引き続き再送信の更新を希望する場合は、事前に改めて申し込みを行うこと。	①H15.10(期限前) ②18.2.7(エリ拡)	①郵送 ②持参	①申込書の写し(普通郵便で送付)	○申込書に定め無し ○同意書には、変更又は同意取り消しの記載のみ。	/	/	/	-	再送信を認識していたと考える	-	-	文書は無いが、H15.11.6に電話で「山口県内局の承諾をもらってくるように言われ、その間は協議中ということで再送信を継続させていただくという内容になっていました」(電話記録なし)	-	協議の中で、一旦再送信を停止して協議の提案に対し、加入者への影響が大きく、協議中ということで放送を停止することについては待つてほしいとお願いしていた。
	広島テレビ放送株式会社			平成15年10月27日付(期限前)	普通郵便で受け取る	/	○申込書に定め無し	同意できない旨伝えた	-	-	/	認識していない。	H19.3以降の交渉で停止は求めていないが、協議のたびに一旦再送信を停止した上で話し合いを進めるよう提案していた。	違法状態の認識がある以上再送信停止は当然であり自主的な判断を求めたため	/	-	/
	総通局	期限切れ以降の拡張区域含む(申請書等に記載なし)	-	合致	合致	/	期間終了後も引き続き再送信を希望される場合は、期間終了1ヶ月前に更新のため申込みのこと。	/	/	/	/	/	○●相違(確認困難)	協議の中でやり取りで、停止を求めたものではない。	放送停止は求めていない。	/	-

再送信の期限更新に関する確認事項

注1:「○」はケーブルテレビ事業者に対する質問、「●」は放送事業者に対する質問。

注2:両者の認識がずれる場合には、貴局において適宜の方法により事情聴取を行い、貴局として認定する事実を別記すること。

	再送信中or停止中	同意書の記載内容	更新の申込の有無及びその申込に対する対応等							更新手続がされないまま再送信が行われていたことに対する認識							
			○いつ申込を行ったか？ ●いつ申込を受けたか？ (期限前か期限後か)	○●申込の方法は？ (訪問？電話？郵送？ 訪問・電話の場合は誰が対応した等、郵送の場合は「内容証明」であったか等)	○(申込を行ったとするケーブルテレビ事業者に対して)その事実を証明できるものがあるか。	○●申込書又はその添付書類等には、更新を拒否する場合の手続等が明確に定められていたか？ (申込書等に明文で「A日以内にBまで御連絡ください」等の記載があったか等)	●(申込みを受けた放送事業者に対して)受諾又は不承諾をケーブルテレビ事業者に対して伝えられたか。	●(申込みを受けたものの、受諾又は不承諾を伝えなかった放送事業者に対して)なぜ伝えなかったのか。	●(ケーブルテレビ事業者側は申込を行ったとするが、申込を受けなかったとする放送事業者に対して)ケーブルテレビ事業者はA月B日にCの方法により申込を行ったと主張しているが、そのような事実は確認できないか。	○(申込を行わなかったケーブルテレビ事業者に対して)なぜ行わなかったのか？	○放送事業者は再送信されていたことを認識していたと考えられるか。 ●再送信されていたことを認識していたか。	●(認識していたとする放送事業者に対して)再送信の停止を求めたか。	●(停止を求めなかった放送事業者に対して)なぜ再送信の停止を求めなかったのか。	○(放送事業者は認識していなかったと主張するものの、「放送事業者は認識していた」と主張するケーブルテレビ事業者に対して)「放送事業者が認識していた」と考えるに値する事実はあるか。 (例えば、放送事業者の営業マンフレットに区域外再送信されている地域も含めたものが記載されている等)	○(停止を求められたとするケーブルテレビ事業者に対して)停止を求められたことは事実か。	○(停止を求められたことは事実であるケーブルテレビ事業者に対して)なぜ再送信を停止しなかったのか。又は裁定の申請をしなかったのか。	
17	株式会社アイキャン	新規(拡張区域の裁定申請で、放送開始以降停止)	(既存区域はH20.10.31迄有効の同意書あり。裁定申請書に添付)	①H18.2.7 ②H19.3.15 ③H19.5.14 (裁定申請書に記載)	①②③訪問し提出(裁定申請書に記載)	-	-	①H18.4.28不同意文書 ②H19.3.30不同意文書 ③H19.5.29付け不同意文書 (裁定申請書に記載)	/	/	-	H19.3.15の交渉で「H19.1から有料サービス開始」した旨説明(裁定申請の交渉経過)	-	-	-	H19.4.9交渉本日付けで再送信停止	-
	株式会社中国放送	-	-	-	-	/	-	①H18.4文書で不同意通知 ②H19.5.29H19.5.14の申込みに対し不同意を文書で通知(意見書に記載)	-	-	/	H19.3.15の交渉で、昨年4月に不同意通知をしている旨説明し、違法状態を作ったアイキャンの責任を指摘。(意見書の経過)	H19.4.3の交渉で同意地区のみの再送信を要求(意見書の経過)	-	/	-	/
	総通局	拡張区域の裁定申請	○業務区域エリアの拡張の裁定申請であり、協議の記録は裁定申請書及び意見書に資料として添付されている。 ○放送事業者に対しては、再送信の申し込み時期及び方法は確認していないが、不同意通知書と申請の時期が合致し、双方の不同意通知の時期が合致していることから、双方の認識は一致していると考えられる。 ○CATV事業者が再送信の同意無く放送を開始したことを、双方が交渉で認識した。また、業務拡張区域での再送信の停止についても平成19年4月9日に停止されている。														